

令和8年

8月号

濱田会計事務所通信

令和8年8月1日発行 Vol.108

7月30日に高市総理が、飲食料品に適用される消費税率を2027年4月から2年間、8%から1%に引き下げる方針を固めたことが報じられました。

税理士会は複数税率制度を一層複雑化させるものとして、この措置に明確に反対しています。

消費税法には様々な論点があり、単に税率を引き下げる法改正を行えば済むというものではありません。法改正に伴い、レジや会計ソフトの改修、申告書様式の変更なども必要になります。

これらの準備期間を考えると、法案は年内に成立させる必要があると思われます。

簡易課税制度についても税率変更の影響を踏まえた見直しが必要となるなど、検討すべき事項は少なくありません。

行政当局はこうした制度上の問題点を十分に把握しているはずであり、税率を変更するだけでも多数の条文を見直すことになるでしょう。その条文案を作成し、国会で審議・採決を行い、制度の詳細が確定した後に、システム開発や実務対応を進めるとなれば準備期間はあまりにも限られています。

現場に生じる負担の重さはもちろんのこと、十分な検討がなされないまま制度が導入され制度上の不備や実務上の混乱が生じるのではないかと、大変危惧しています。

還付申告の急増と簡易課税制度への影響

食料品を販売する事業者は、売上に係る消費税率が1%に下がる一方、経費や設備投資に係る消費税の多くは10%のままとなります。そのため、受け取る消費税よりも仕入れや経費で負担する消費税の方が多くなり、還付を受ける事業者が増えると考えられます。

ただし、還付を受けられるのは課税事業者に限られています。

免税事業者が還付を受けるためには、課税事業者を選択し消費税の申告を行わなければなりません。

また、簡易課税制度を選択している事業者は、原則課税への変更を検討する必要があります。

小規模な食料品販売事業者は、全国に数十万人いるともいわれています。申告の手間や費用を考え、還付申告を行わない事業者もいるでしょうが、それでも膨大な申告の受理、審査、還付を行う課税庁の事務負担は相当なものとなります。

さらに、不正還付の増加も懸念されます。過去の持続化給付金では、虚偽申請を指南して手数料を徴収する悪質業者や、給付金を口実とした詐欺が問題となりました。今回も不正還付を指南する業者や還付金詐欺が発生するおそれがありますが、膨大な申告を確認、調査する人員や時間の確保は容易ではありません。

飲食店においては、店内飲食の売上税率は10%のままですが、食材の仕入税率は1%に下がります。実際の仕入税額が減少しても、簡易課税制度を適用すれば、第四種事業として売上税額の60%を仕入税額とみなして控除できます。

このため、飲食店には簡易課税制度が有利に働く可能性がありますが、実際の仕入税額とみなし仕入率による控除額との乖離が大きくなり、みなし仕入率が見直される可能性もあります。

簡易課税制度を選択する場合や適用をやめる場合は、原則として課税期間が始まる前までに届出書を提出しなければなりません。事業者は、法改正の内容を確認し、簡易課税を継続するのか、原則課税へ変更するのかを短期間で判断する必要があります。

このように、飲食料品の税率引下げは、還付申告の急増や不正還付への対応、簡易課税制度の見直しなど消費税制度全体に広く影響します。



店内飲食と持ち帰りの税率差が生む混乱

軽減税率の導入時にも話題となりましたが、同じ商品でも『店内で飲食すれば外食として 10%』『持ち帰れば飲食料品として 1%』の税率が適用された場合、その差はこれまでの 2%から 9%へと大きく広がります。

税率差が現在のように 2%であれば、店内飲食と持ち帰りで同じ税込価格を設定している店舗も多く利用者と店側もそれほど意識する必要はありません。

しかし『税率差が 9%』となると、これまでと同様に同じ税込価格設定とはいかなくなるでしょう。この場合に懸念されるのは「持ち帰り」と申し出て購入しながら、実際には「店内で飲食する行為」です。税率は購入時の利用者の申出に基づいて判定されますが、店員が一人ひとりの行動を確認することは現実には困難です。注意すればトラブルになり、注意しなければ黙認することになります。その結果、正直に店内飲食と申し出て 10%を負担した利用者が損をし、事実と異なる申出をした人が得をする構図が生まれます。まさに、正直者が馬鹿を見る仕組みです。

「店内で飲食した」か、「持ち帰った」かは、その場限りの事実であり、後から帳簿や記録を確認しても、実際の利用状況を確認することは困難です。

課税庁も税率区分が正しかったかを、事後に検証する有効な手段を持たないまま確認事務だけが増えることとなります。

守られているかどうかを、誰も十分に確かめられない税制を公平な制度といえるのでしょうか。

また飲食店にとっては、持ち帰りとの価格差が店内飲食の減少につながるおそれもあります。このため、飲食業界の団体からも、税率差の拡大に反対する声明が出されています。

こうした問題は、飲食店やコンビニだけでなく、社員食堂、弁当販売、給食や仕出しなど幅広い事業者に及びます。

しかも 2 年間の期間限定であるため、制度の開始時と終了時の二度にわたり、レジや会計ソフト、価格表示などの見直しが必要となります。



事務所からのお知らせ

「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

令和 8 年 8 月 13 日(木)、令和 8 年 8 月 14 日(金)

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。

【過去の YouTube 動画のご紹介】

- ・ 楽天証券で iDeCo の申し込みをしよう
- ・ 楽天証券新 NISA で投資信託を追加購入しました
- ・ 金融機関に勧められて購入した投資信託を 4 年間所有した結果
- ・ SBI 証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう
- ・ 楽天証券口座で新 NISA の積立購入設定をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : <http://hamadakaikai.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと…一緒に考えましょう！



無料
メールマガジン
登録はこちら

